令和元年度 第3回 京都市環境審議会

日 時 令和2年1月21日(火) 午後1時30分~午後3時

場 所 京都市役所分庁舎第4・5・6会議室

出席者 笠原会長,一原委員,上田委員,大久保委員,大島委員,松山氏(大谷委員代理),織田委員,小幡委員,窪田委員,鴻上委員,小杉委員,坂野上委員,桜 井委員,塩路委員,田浦委員,瀧委員,千葉委員,中野委員,仁連委員,橋本 委員,久山委員,森本委員,山田委員,湯本委員,渡部委員

事務局 長谷川環境政策局長,下間地球環境・エネルギー担当局長,横山環境企画部長,板原地球温暖化対策室長,中村環境企画部環境技術担当部長,張田循環型社会推進部廃棄物指導・生活環境担当部長,籏都市計画局都市企画部長,森都市計画局都市景観部土木担当部長

1. 開会

·環境政策局長挨拶

2. 議題

- (1)「京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(仮称)」答申案について
- ・環境保全基準部会部会長の大久保委員から概要説明の後,資料 1 に基づき事務局から説明
- 塩路委員 埋立基準について,数量的に書かれているのか。3,000 ㎡以下は規制がかからないのか。
- 事務局 埋立基準については環境基本法の環境基準に基づくもので, 3,000 ㎡以下でも 規制がかかる。
- 塩路委員 許可制ということなので、市が認めるという立場で、判断を要するところは市 の責任で行うということか。

事務局 そうである。

仁連委員 新条例が対象とするような事案は市内にどれぐらいあるのか。埋立する者が届 出することになるが、案件が多すぎると行政がモニタリングに相当手を取られ ることにならないか。

事務局 他の制度に基づく事例から20件弱と想定している。

塩路委員 定量的に評価しないといけない。これまでどういう規模の案件がどれぐらいあったか、またその経過を把握していく必要がある。今後、どのくらいの土砂が発生するかの把握を、お願いしたい。

千葉委員 3つ質問したい。第一に、許可を取らずに埋め立てた場合の規制はどこに書か

れているか。第二に、適合しない埋立てについて、除去を行ったことの確認の 措置を含めていないのか。第三に、環境基準を使っているとあるが、府の埋立 基準との関係はどうなっているのか。

- 事務局 一点目の無許可の場合の規制は、5ページの下(8)に記載している。8ページの罰則の表に、無許可の場合の罰則が記載されている。二点目は、4ページの3に、適合しない埋立てについて、土砂等の除去を命令できること等が記載されており、7ページの6で、命令が実行されたか立入検査等によって確認できることとしている。三点目の基準については府と同じとなっている。
- 大島委員 7ページ5の土砂等搬入禁止区域指定について、ゾーニングしているのか。また、区域について風致の保全の観点はあるのか。
- 事務局 区域については、短期的に膨大な量の埋立てが行われるような事案の際に指定 するものになるので、事前に指定することはしない。膨大な量の悪質な事案を 防ぐという観点からの規定であるため、風致的な観点については、要件に含め ていないが、他の法令で対応することもできる。
- 山田委員 面積 3,000 ㎡以上, 災害の恐れのある時は 500 ㎡以上とあるが, 2,500 ㎡など の少ない場合は適用されるのか。
- 事務局 事前の許可申請の対象は 3,000 ㎡以上であるが, 災害の恐れのある時はそれより少なくても措置を講ずることはあり得る。既存の法令で 500 ㎡以上を条件にしていることもあるので, それに基づく対応もある。6ページの下に勧告として, 500 ㎡以上や崖などの危険の場合は勧告できるとしており, 3,000 ㎡以下でも勧告できるようになっている。
- 会長 御意見や御質問をいただいたが、答申に対して修正を求めるような御意見はな かったため、答申案を承認して良いか。
- 一同異議なし。

(2) 各部会の審議状況等について(報告)

①環境基本計画評価検討部会における審議状況について

・環境基本計画評価検討部会の小幡部会長から概要説明の後, 資料 2 及び参考資料 2 - 1 に基づき事務局から説明

山田委員 資料2で、SDGsの意義を明確にとあるが、どのような意図か。

- 事務局 現在,市で検討を進めている次期京都市基本計画では,SDGs やレジリエンスといった観点も含めた考え方で検討しており,環境基本計画についても同様に反映すべきと考えている。何故 SDGs を入れる必要があるのかということ,また目標や基本施策と SDGs との関連を明確にする必要があると考えている。
- 小幡委員 SDGs はかなり大きいので、市の基本計画や環境基本計画、その他の各計画についても、総合的・体系的に検討すべきと考えている。市の基本計画や各部の計画を用いて検討していきたい。関連や優先順位などを検討しているところである。

②京都市地球温暖化対策推進委員会における審議状況について

- ・地球温暖化対策推進委員会の仁連委員長から概要説明の後、資料 3 に基づき事務局から説明
- 大久保委員 温暖化対策計画について,資料 3 の 2 ページの義務規定の見直しの方向性について, 3 ページに,現在の義務規定が記載されているが,具体的に見直しの検討内容があれば提示してほしい。
- 事務局 見直し検討の前提として、2050 年度に実質ゼロという目標があるため、今できている事とできていない事を確認し、漏れがないかという確認と議論をしているところである。3ページの事業者排出量削減計画書制度については、139の事業者が対象となっており、数としては3%程度であるが、温室効果ガス排出量からすると44%を占める大規模排出事業者となっていることから、現状を確認し、内容を検討していきたい。大規模建築物の再生可能エネルギーの義務規定についても、運用状況などを見て、適切な規模について議論をしている。また、対象者以外の人への拡大も考えつつまとめていきたい。
- 塩路委員 2050 年度の目標に向けて、2030 年度がマイルストーンという位置づけとなっているが、CO2 ネットゼロという目標は、私は不可能ではないかと思う。そのためネットゼロの定義が重要となると考えている。その上で、どのようにネットゼロにしていくのか、今後考えていく必要がある。先の話になるため、今すぐ決めなければいけないものではないが、いずれ検討課題になると思う。
- 事務局 2050 年度のゼロ目標がまだ確実性がない中で,2030 年度の40%という目標も,2050 年度に向けた直線的な低減を想定した場合に,これぐらい必要ではないかということで検討している。あと10年のことなので,今できることを

しっかりやっていく必要があるが、それ以降の20年については、どのような 状況になるのか読めていないため、具体的な道筋を設定することが難しい。そ のため、プラスアクションも入れて、最大限取り組みを入れていく方向で作っ ていきたい。

- 一原委員 温暖化対策推進委員会において,企業の委員から指摘があったことだが,京都 市だけで基準を厳格にしたら,企業が拠点を市外に移してしまうリスクがある という御意見があった。
- 事務局 京都市だけが頑張っても限界があるので,国や他の自治体との連携が重要だと 考えている。企業についても,グローバル化の中で社会的責任を持って取り組 まれることもあるので,そうした動きも見ながら合意形成していきたいと考えている。
- 田浦委員 委員会の中で様々な議論を行っており、脱炭素技術についても今後政策があれば達成できるものもあるかと思う。2050 年目標を達成するには、まちや暮らしのあり方を転換することになると考えられるが、そのトランジションをどうするかが問われている。企業においても、ゼロどころかマイナスを謳うところもあるので、それほど心配はないのではないかと思う。そうした転換の中で、市民や市民団体、コミュニティなどの理解や賛同を得て、納得しながらやっていけるかが大事である。現状では理解がまだまだ定着していないと考えられる。市民しんぶんで、気候の危機について掲載されているが、どれほど読んでもらえているのか。課題として、こうした議論をわかりやすく提示し、市民が本気になるような仕掛け作りを考えていきたい。
- 山田委員 1ページに、定義を明確にとあり、これは現状で定義が明確でないからこのような話になっていると思う。明確でないものを目標にしているから、リアリティが無いように思われてしまう、定義を明確にすることは非常に重要である。それが分かってくれば、具体的にどのようにしなければならないのかが見えてくる。劇的に変えて行かないといけないので、そうした作業をぜひやっていただきたい。また、メリットを示すことも重要であるので、是非具体的に示していってほしい。
- 会長 温暖化については現在非常に厳しい状況であり、海外でも若い人が気候変動の解決を求めて運動するといった新しい動きが出ている。それを受けて、大人たちが温暖化をなくすために早く取り組まなければならないことを、しっかりと刻んで進めていかないといけない。

③生物多様性保全検討部会における審議状況等について

- ・生物多様性保全検討部会の湯本部会長から概要説明の後, 資料 4 に基づき事務局から 説明
- ・質疑なし。

④令和元年度(第17回)京都環境賞に係る受賞者の選定について

- ・京都環境賞選考部会の山田部会長から概要説明の後, 資料 5 及び参考資料 5-1 に基づき事務局から説明
- 質疑なし。

3. 閉会